

令和2年8月定例総会 (令和2年8月31日)

# 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和2年8月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月31日(月) 午後2時00分～2時25分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸洋子
委員	3番	窪田昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井祐一
農政振興部会長	7番	武田武盛
委員	8番	小林 浩
委員	10番	佐藤敏明
委員	11番	若林清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤圭一郎
委員	14番	倉島正春
農地部会長	15番	田村良雄
委員	16番	松田勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤宗一
会長職務代理者	18番	本田敏明
会長	19番	首藤正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	5番	佐藤作栄
委員	9番	此村和也

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第30号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
第 3	議案第31号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	部会報告 編集委員会報告
第 5	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地の転用事実に関する照会書について 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に ついて

6. 出席事務局職員

事務局長  
次長  
農地係長

佐久間 清  
島 貫 徹  
浅 香 範 人

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年8月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、農地利用最適化推進委員さんからも多数出席いただいております。</p> <p>なお、5番 佐藤 作栄 委員、9番 此村 和也 委員の2人から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p>午後2時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年7月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、1番 渡部 圭子委員、2番 山岸 洋子 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第30号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、日程第3、議案第31号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。</p> <p>議案第30号、第31号については、8月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第30号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について報告します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>番号1番</p>

所在地 北区笠柳 以下記載のとおり  
転用者 北区笠柳 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 355平方メートル  
農地区分 第1種農地  
転用内容及び土地利用面積  
個人住宅建築敷地 161.82平方メートル

転用者は現在、申請地の隣接地に住んでいますが、別居している孫世帯と一緒に住むため、個人住宅を建築することで話がまとまったものです。申請地は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

続きまして議案第31号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

議案書2ページをご覧ください。

#### 番号1番

所在地 北区下土地亀 以下記載のとおり  
転用者 北区下土地亀 以下記載のとおり  
所有者 北区下土地亀 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 336平方メートル  
農地区分 第1種農地  
契約内容 使用貸借  
転用内容及び土地利用面積  
農作業場建築敷地 336平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。

転用者は乾燥機置場として使っている農作業場が老朽化し、また、規模拡大により、手狭になったため新たに乾燥機を置く農作業場を建築するため申請をしたとのことでした。

委員から、現在の農業従事者は何名かとの質問があり、父、母、妻と、忙しいときは二人の弟や近所の人にも手伝ってもらっているとのことでした。

また、乾燥機は2台置くのかとの質問があり、3台分のスペースがあるが、今のところ2台置く予定である。将来的に規模拡大や、品種を増やしたときのために余裕を持たせているとのことでした。

また、現在20町歩作付けしているとのことだが、2台の乾燥機で足りるのかとの質問があり、今のところは2台で足りているとのことでした。

	<p>また、将来的に規模拡大を考えているようであるが、どの程度の経営を考えているのかとの質問に、地元の方々が高齢化しており、いずれ頼みたいという話ももらっている。将来的には25町歩くらいの経営を考えているとのことでした。</p> <p>また、もみ殻の処理はどのようにしているのかとの質問に、新発田市で牛を飼っている農家の方にほとんど引き取ってもらっているとのことでした。</p> <p>また、乾燥機を置く際の問題点はごみと騒音であるが、どのように考えているのかとの質問に、申請地は北側に自宅があり、南側は農地が広がっている。今は防音装置の設置は考えていないが、隣に家ができれば理解を得られるよう設置を考えたい。また、ごみは集塵装置を付けて飛散しないよう注意したいとのことでした。</p> <p>また、騒音、ごみは後から引っ越して来た方からも苦情が来ることがある。特にごみは細くなるので注意してもらいたいとの指導がありました。</p> <p>また、現在、家族で経営しているようであるが、将来的に法人化は考えているのか、との質問に、法人化も選択肢の一つだと思うが、現在はメリットをあまり感じないので消極的である。ただ、今後、労働力の確保が困難になることも考えられるので、その際は考えたいとのことでした。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、農業用施設のため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第30号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第31号 農地法第5条許可申請に関する</p>

	<p>処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 部会報告、編集委員会報告を議題といたします。</p> <p>8月24日に、編集委員会を開催し、審議を願っておりますので、編集委員長から審議内容について報告を求めます。</p>
編集委員長	<p>令和2年8月24日（月）午前9時30分より、区役所3階の大会議室で、11月10日発行の農業委員会だより第42号の紙面構成等について編集委員会を開催いたしました。</p> <p>協議事項（1）北区農業委員会だよりについて、第42号の紙面構成について、表紙は「JAあいちちゃんのふれあい市 病院店」に依頼することにいたしました。</p>
	<p>2ページから3ページについては「委員レポート」とし、農業委員レポートは小林委員、推進委員レポートは山崎委員に依頼することにいたしました。4ページは7月に行いました「前期農地パトロールの実施について」、また、本日は「水稲作柄状況調査について」等を掲載することにいたしました。5ページは「農業頑張ってます！」とし、新規就農者の方をお願いすることにいたしました。6ページは「償却資産制度周知について」等を掲載し、「編集後記」については齋藤委員に依頼することにいたしました。原稿の締切日については、9月24日（木）といたしました。</p> <p>協議事項（2）その他については、特にありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。編集委員長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、編集委員長報告のとおり、決定されました。</p> <p>次に、日程第5 報告事項を議題とします。事務局の報告を求めます。</p>

事務局

専決処分のご報告をいたします。  
お手元の専決処分書、3ページから7ページをご覧ください。

最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました。

次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました。

次に、農地の転用事実に関する照会書について、4件専決処分しました。

次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、12件専決処分しました。

以上で報告を終わります。

全日程が終了しました。

議長

これにて、令和2年8月新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 午後2時25分



農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 渡部 圭子

委員 山岸 洋子